年　　月　　日

川　崎　市　長　　様

法人所在地

法　人　名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**長期休業日実施加算Ⅱの申出書**

　子ども・子育て支援法第５９条に基づく、幼稚園型一時預かり事業に関して、本施設では下記のとおり実施体制を整え、実施しておりますので、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱第１５条５号における長期休業日実施加算の対象となることを申し出ます。

１　幼稚園（認定こども園）名

２　実施体制

・園内預かり時間

平日（教育時間と預かり時間の合計）　　　時　　分から　　時　　分まで

　　長期休業期間（預かり時間の合計）　　　　時　　分から　　時　　分まで

　　土曜日（預かり時間の合計）　　　　　　　時　　分から　　時　　分まで

・預かりを実施しない日

　　長期休業期間（夏季）　　　月　　日　～　　月　　日

　　年末年始　　　　　　　　　月　　日　～　　月　　日

※上記実施体制がわかる保護者向け案内（チラシ等）を添付して下さい。

令和元年　４月　１日

川　崎　市　長　　様

法人所在地　川崎市川崎区宮本町１

法　人　名　学校法人　こども未来局学園

代表者名　　川崎　一朗　　　　　　　　　　　　㊞

**長期休業日実施加算Ⅱの申出書**

　子ども・子育て支援法第５９条に基づく、幼稚園型一時預かり事業に関して、本施設では下記のとおり実施体制を整え、実施しておりますので、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱第１５条５号における長期休業日実施加算の対象となることを申し出ます。

１　幼稚園（認定こども園）名

教育時間と一時預かり時間を合計して１１時間以上となる体制が必要です。（土曜日は実施する場合のみ記入してください。）

　　　　　こども未来局幼稚園

２　実施体制

・園内預かり時間

平日（教育時間と預かり時間の合計）　　７時００分から１９時００分まで

　　長期休業期間（預かり時間の合計）　　　７時３０分から１８時３０分まで

　　土曜日（預かり時間の合計）　　　　　　　時　分から　　時　分まで

・預かりを実施しない日

　　長期休業期間（夏季）　　８月１０日　～　８月１５日

　　年末年始　　　　　　　１２月３０日　～　１月　３日

※上記実施体制がわかる保護者向け案内（チラシ等）を添付して下さい。

夏季休業期間の５日間（園が定める）、年末年始１２月２９日～１月３日までの間、以外の日で預かりを実施することが必要です。